

事務事業及び予算の執行実績
(令和6年度分「一部、令和7年度分を含む」)

静岡県計量検定所

目 次

事務事業の概要	1
1 管轄業務及び区域	1
2 沿 革	1
3 庁舎等	2
4 組織及び事務分掌	2
5 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等） 及び改善	3
(1)総務担当	3
(2)検定課	4
(3)指導検査課	7
事業の根拠法令調	1 4
職員調	1 5
職員の年齢調、健康管理	1 6
職員配置調	1 7
歳入予算執行状況調	1 8
県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	2 0
保管現金有高調	2 0
預金調	2 1
郵券等受払調	2 1
歳出予算執行状況調	2 2
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	2 6
委託料に関する調	2 7
負担金支出調	2 9
公有財産調	3 0
借地借家等調	3 1
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	3 2
行政財産貸付・使用許可調	3 3
備品・図書調	3 4
主要備品調	3 5
公務中の事故等に関する調	3 6
前回の監査結果等改善状況調	3 7

事務事業の概要

1 管轄業務及び区域

当所は、計量法及び同法に基づく政令で定める自治事務及び法定受託事務を担当しており、計量法の目的である社会における適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与するための業務を行っている。

管轄区域は県下全域である。(計量法上の特定市(静岡市、浜松市、沼津市、富士市)の区域内における指導等に係る業務については当該4市が行っている。)

2 沿革

明治8年に度量衡取締条例が制定され、明治24年に度量衡法が公布になり、各県に度量衡検定所が設置された。

その後、昭和26年の計量法の公布、同27年3月の施行に当たり、静岡県計量検定所と改称し、同時に「かい」として独立した。

昭和57年11月、29年余り使用した庁舎が狭隘となったため、現在地に移転した。

昭和27年 3月	静岡県計量検定所と改称
昭和28年10月	静岡市安倍川町(現：静岡市葵区駒形通5丁目)に移転
昭和35年 4月	検定課、検査課の2課制となる。
昭和40年 4月	総務課、検定課、検査課の3課制となる。
昭和43年 4月	総務課、検定第1課、検定第2課、検査課の4課制となる。
昭和52年 4月	総務課、検定課、検査課、指導課の4課制となる。
昭和57年11月	現在地(静岡市葵区牧ヶ谷)に移転(静岡県工業試験場(現：静岡県工業技術研究所)内)
平成11年 4月	総務課、検定課、指導検査課の3課制となる。 定期検査業務等を社団法人静岡県計量協会(現：一般社団法人静岡県計量協会)に委託
平成19年 4月	検定課、指導検査課の2課制となる。

3 庁舎等

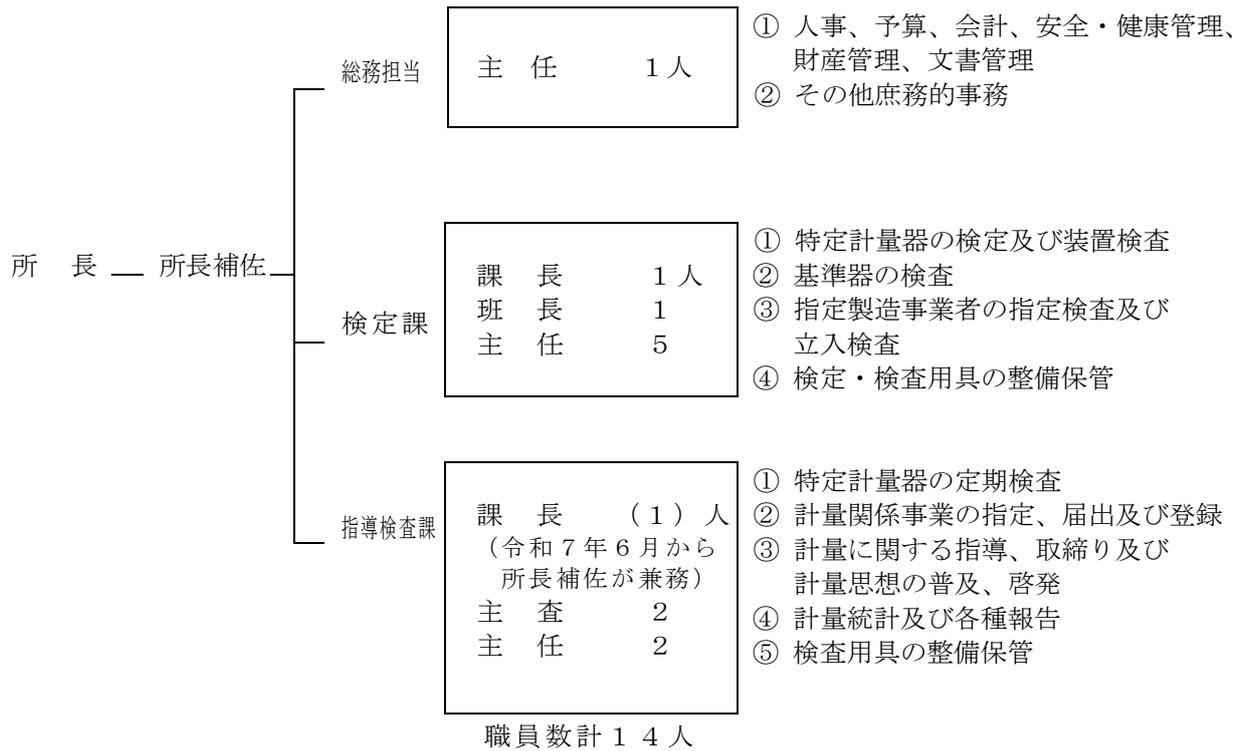
<庁舎>

鉄筋コンクリート4階建（静岡県工業技術研究所内） 延面積 886.15㎡（専用面積）

<タクシーメーター検査場>

下田、伊東、東部（沼津市）、富士、静岡、大井川（焼津市）、西部（浜松市）に設置

4 組織及び事務分掌（令和7年8月31日時点）



(その他非常勤職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	2人
臨時的任用職員	0人

5 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

(1) 総務担当

目的

当所職員の人事、予算、安全・健康管理、財産管理等の事務を行い、職員が安心かつ快適に業務に専念できる職場環境づくりを進める。

計画及び実績（成果）

①人事（令和7年8月31日時点）

当所の組織は、検定課及び指導検査課の2課体制であり、職員数は16人（男性11人、女性5人（会計年度任用職員2人を含む。）、職員の内訳は、事務職員13人、技術職員1人及び会計年度任用職員2人である。

なお、令和7年6月1日付けで指導検査課長が異動となり、令和7年6月1日から所長補佐が指導検査課長を兼務している。

職員の能力が最大限に発揮できるよう、適材適所に職員を配置している。

②予算及び財産管理

予算の執行については、執行状況を精査しつつ、無駄なく効果的・効率的に進めるとともに、厳正に執行している。

また、財産管理についても、地方自治法等の関係法令を遵守し適正に執行している。

③職員の安全・健康管理

職場の安全対策については、衛生委員会による職場点検を実施し執務環境の改善に努めている。

また、当所は、業務上出張に公用車を使用することが多いこと、また、地理的条件により自家用車を使用する通勤者が多いことから、道路交通法及び静岡県県有自動車管理規程に基づき選任した安全運転管理者を中心に、積極的に交通事故防止に努めている。

健康管理については、全ての職員が健康診断を受診している。

④事務事業の執行

事務事業の円滑な執行を図るため、幹部職員会議を毎月1回、それぞれの課内会議を毎月1回開催し、各課との連絡調整及び職員の意思疎通を図っている。

また、職員の資質向上を図るため、各種団体等が開催する講習会等に積極的に参加させ、技能・知識の習得に努めている。

評価（課題等）及び改善

職員の適正配置や定期健康診断、所内会議等の開催などにより、事務事業の円滑な執行、職員の健康保持、執務環境の向上等を図っている。

また、各種団体等が開催する講習会等に参加させることにより、職員の技能・知識向上を図っている。

(2) 検 定 課

計量器検定・検査事業

8, 0 4 8 千円 (令和6年度) (委託料1, 0 5 5 千円)

8, 9 1 5 千円 (令和7年度) (委託料1, 2 1 1 千円)

ア 特定計量器検定 (計量法第16条、57条、70条、71条、72条、75条)

目的

計量法では、産業活動、消費生活等における適正な計量を確保するため、取引又は証明に使用される18種の計量器を「特定計量器」として指定し、検定又は装置検査を義務付けている。

当所では、製造又は修理された特定計量器が政省令等に定められた合格条件を満たしているかを検定し、適正な計量器の供給に寄与している。

なお、検定は、特定計量器を所内に持ち込んで行う「所内検定」と、特定計量器が多数の場合や運搬困難である場合に特定計量器の所在場所で行う「所在場所検定」がある。

計画及び実績(成果)

検定は、届出製造・修理事業者等からの申請に基づき実施している。

毎月定期的に検定を申請する事業者については、検定月の前月の20日までに検定計画書の提出を求め、事前に月間の検定計画を立てている。随時の申請については、月間計画に追加し検定を実施している。

本県では、検定が義務付けられている18種のうち、令和6年度は3種(6種類)、令和7年度(8月31日現在)も3種(6種類)の検定申請があり、検定実績は、次表「特定計量器検定・検査実績」のとおりである。

年1回の検査が義務付けられているタクシメーターは、県下7か所の検査場で検査を実施している。また、質量計(非自動はかり)は検定所、所在場所又は製造工場で、ガスメーター、燃料油メーター及び液化石油ガスメーターは所在場所で、それぞれ検定を実施している。

評価(課題等)及び改善

検定有効期間が定められている特定計量器は、有効期間満了までに、改めて検定を実施する必要がある。

届出製造・修理事業者等からの検定申請に対し、短期間で処理できるよう、検定の適正かつ迅速な実施に努めている。

なお、燃料油メーター及び液化石油ガスメーターについては、点検及び修理に時間を要することから、所有者に対し有効期間満了の2か月前に事前通知し、早めの検定手続きを促し、期限切れ防止に努めている。

また、検定の信頼性を確保するため、OJT研修の充実を図り、職員の技術向上と作業手順の標準化に努めている。

特定計量器検定・検査実績

(令和6年度)

種 類			新 品			修 理 品			計		
			検定数	不 合 格		検定数	不 合 格		検定数	不 合 格	
				個数	率(%)		個数	率(%)		個数	率(%)
タクシーメーター			-	-	-	4,117	43	1.04	4,117	43	1.04
質量計	非自動 はかり	2t以下	168	0	0.00	157	0	0.00	325	0	0.00
		2t超	37	0	0.00	13	0	0.00	50	0	0.00
体積計	ガスメーター		15	0	0.00	74	0	0.00	89	0	0.00
	燃料油メーター		20	0	0.00	1,570	6	0.38	1,590	6	0.38
	液化石油ガスメーター		0	0	-	33	0	0.00	33	0	0.00
計			240	0	0.00	5,964	49	0.82	6,204	49	0.79

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

種 類			新 品			修 理 品			計		
			検定数	不 合 格		検定数	不 合 格		検定数	不 合 格	
				個数	率(%)		個数	率(%)		個数	率(%)
タクシーメーター			-	-	-	1,725	15	0.87	1,725	15	0.87
質量計	非自動 はかり	2t以下	81	0	0.00	87	0	0.00	168	0	0.00
		2t超	9	0	0.00	3	0	0.00	12	0	0.00
体積計	ガスメーター		16	0	0.00	28	0	0.00	44	0	0.00
	燃料油メーター		0	0	-	556	0	0.00	556	0	0.00
	液化石油ガスメーター		0	0	-	14	0	0.00	14	0	0.00
計			106	0	0.00	2,413	15	0.62	2,519	15	0.60

イ 基準器検査（計量法第102条～105条）

目的

届出製造・修理事業者、計量器の自主管理を実施している適正計量管理事業所等は、計量の基準として使われる基準器を備えているが、その精度を保持するため、定期的に国、県等の検査を受けるよう計量法に定められている。

基準器のうち、本県ではタクシーメーター装置検査用基準器、基準湿式ガスメーター、基準分銅、液体メーター用基準タンク及び基準台はかりについて、検査を行っている。

計画及び実績（成果）

検査は、申請に基づき実施しており、全ての基準器に有効期間があるため、前回の検査記録から概ね次回の受検時期が把握できる。

令和6年度及び令和7年度（8月31日現在）の検査実績は、次表「基準器検査実績」のとおりである。

評価（課題等）及び改善

この検査は、高度な正確性が求められるため、実施に当たり、専門的な技術や統計的な知識が必要である。このため、職員に対しては、パソコンの活用やOJT研修を徹底するなど、検査の信頼性の確保と検査技術の継承に努めている。

今後も、さらにパソコンを活用した効率化など検査方法の改善を行い、作業手順の標準化を図っていく。

基準器検査実績

種 類	令和6年度			令和7年度 (令和7年8月31日現在)		
	検査数	不合格		検査数	不合格	
		個数	率(%)		個数	率(%)
タクシーメーター装置検査用基準器	2	0	0.00	1	0	0.00
基準湿式ガスメーター	23	0	0.00	12	0	0.00
1級基準分銅	181	0	0.00	118	2	1.69
2級基準分銅	433	0	0.00	42	0	0.00
3級基準分銅	92	0	0.00	51	0	0.00
液体メーター用基準タンク	14	0	0.00	10	0	0.00
基準台はかり	1	0	0.00	0	0	0.00
計	746	0	0.00	234	2	0.85

(3) 指導検査課

計量指導事業(立入検査を除く。)

23, 371千円 (令和6年度)(委託料21, 749千円)

24, 136千円 (令和7年度)(委託料22, 122千円)

ア 特定計量器の定期検査 (計量法第19条～25条)

目的

適正な計量の実施を確保するため、商店や事業所において取引又は証明に使用する特定計量器(質量計)は、県が行う定期検査を受けるよう義務付けられている。

計画及び実績(成果)

- ① 告示により知事が指定する日時と場所に質量計を持参させ、性能及び器差について検査(集合検査)を実施しているが、質量計の運搬が困難等の場合は、その所在する場所で検査(所在場所検査)をしている。
- ② 検査周期が概ね2年であるため、県内を東部と西部に区分し、令和6年度は東部地区(10市11町)を、令和7年度は西部地区(9市1町)を対象として検査している。
- ③ 定期検査業務は、平成11年度から県の指定定期検査機関である(一社)静岡県計量協会が実施している。

なお、計量法に基づく特定市である静岡市、浜松市、沼津市及び富士市の4市については、各市で実施している。

評価(課題等)及び改善

定期検査に合格した質量計には、定期検査済証印(合格シール)を貼付し、不合格となったものについては検定証印又は基準適合証印を抹消の上、不合格理由票を交付し取引又は証明に使用できない措置をとることで、適正な計量の実施の確保に努めている。

イ 計量証明事業用計量器の検査 (計量法第116条～120条)

目的

計量証明事業者が使用している特定計量器は、質量計が2年に1回、環境計量証明用計量器が3年に1回、計量証明検査を受けるよう義務付けられている。

計画及び実績(成果)

- ① 質量計の検査は、例年10月頃に実施している。計量証明事業者の多くは、トラックスケール(車両用大型はかり)を使用して質量の計量証明を行っているため、専用の検査車両(油圧式大型検重車、クレーン式小型検重車)を用いて所在場所検査を実施している。
- ② 質量計の検査業務については、定期検査と同様に、平成11年度から県の指定計量証明検査機関である(一社)静岡県計量協会が実施している。
- ③ 環境計量証明用計量器は、毎年7月、9月及び1月に(一財)日本品質保証機構による集合形式での代検査を実施している。

評価(課題等)及び改善

質量計は定期検査と同様に計量証明検査を、環境計量証明用計量器は代検査を、それぞれ実施することにより、適正な計量の実施の確保に努めている。

計量指導事業（立入検査分）

350千円（令和6年度）

568千円（令和7年度）

立入検査（計量法第148条～151条、153条）

目的

適正な計量の実施を確保し、消費者を保護するため、計量法第148条の規定に基づき、商品量目検査、特定計量器の立入検査、計量関係事業所の立入検査を実施している。

ア 商品量目検査

計画及び実績（成果）

① 商品量目立入検査

商品量目立入検査は、製造・詰込事業者の商品を必要数購入し所内で量目を検査する試買調査を実施し、量目不足があった場合のみ事業所への立入検査を行うこととしている。

令和6年度は3事業者7品目、令和7年度は3事業者6品目について試買調査を行い、内容量が不足した商品はなかったため、当該事業者に対する立入検査は実施しなかった。

検査結果は、次表「食料品試買調査結果」のとおりである。

なお、小売事業者を対象とした同検査は、全ての県内市町（元々権限を有する4特定市を除く）に権限を移譲しており、市町が実施している。

② 市町に対する商品量目立入検査関係事務の技術的支援

市町に権限移譲している小売事業者対象の商品量目立入検査について、当所職員を派遣し、市町の行う検査に同行することで検査の正確な実施のための技術的支援を実施する。令和6年度は計量行政担当者に変更があった市町等5市町に技術的支援を実施した。

評価（課題等）及び改善

検査の結果、量目不足等の事業者に対しては、計量方法の見直しを指導するなど、適正な計量の実施の確保に努めている。

食料品試買調査結果

年度	対象事業者数	検査 個数	超過		適正		不足	
			個数	率(%)	個数	率(%)	個数	率(%)
令和6	3	35	2	5.7	33	94.3	0	0.0
令和7	3	30	6	20.0	24	80.0	0	0.0

（注）令和7年度は、8月31日現在

イ 特定計量器の立入検査

計画及び実績（成果）

特定計量器は、年度ごとに地区を選定し、以下のように立入検査等を実施している。

- ① 燃料油メーター
検定時に併せて、その店舗のメーターの有効期限を確認している。
- ② 石油ガスメーター
検定有効期限切れがごく少ないこともあり、平成26年度からは、一般家庭の戸別訪問による実器検査を取り止め、集合検査会場にて事業者が管理するメーターの台帳検査を行っている。
- ③ 水道メーター
水道事業者（各市町上下水道所管課等）において、事業者が管理するメーターの台帳検査を行っている。
- ④ 質量計
食料品量目立入検査及び一般計量証明事業者立入検査において、事業者が取引又は証明あるいは計量証明事業に使用している質量計を検査している。
- ⑤ 環境計量証明用計量器
環境計量証明事業者立入検査において、事業者が計量証明事業に使用している計量器を検査している。

特定計量器立入検査の結果は、次表「特定計量器立入検査結果」のとおりである。

評価（課題等）及び改善

- ① 不適正な計量器については、速やかな修理又は新品との取替えを指示している。
- ② 適正な計量器を使用させるため、検定等の有効期間を遵守するよう指導に努めている。

特定計量器立入検査結果

（令和6年度）

計量器の種類	立入戸数	検査個数	適正個数	率(%)	不適正個数	率(%)
① 燃料油メーター	265	1,442	1,442	100.0	0	0.0
② 石油ガスメーター	66	73,271	73,269	99.9	2	0.1
③ 水道メーター	5	83,037	83,009	99.9	28	0.1
④ 質量計	40	75	74	98.7	1	1.3
⑤ 環境計量証明用計量器	12	250	250	100.0	0	0.0
合計	388	158,075	158,044	99.9	31	0.1

（令和7年度）
（令和7年8月31日現在）

計量器の種類	立入戸数	検査個数	適正個数	率(%)	不適正個数	率(%)
① 燃料油メーター	109	641	641	100.0	0	0.0
② 石油ガスメーター	16	22,030	22,030	100.0	0	0.0
③ 水道メーター	4	33,480	33,457	99.9	23	0.1
④ 質量計	2	3	3	100.0	0	0.0
⑤ 環境計量証明用計量器	4	80	80	100.0	0	0.0
合計	135	56,234	56,211	99.9	23	0.1

ウ 計量関係事業者の立入検査

計画及び実績（成果）

計量関係事業者における法令遵守及び適正な計量の実施の確保を目的として、立入検査を実施している。なお、検査の頻度は、計量法関係ガイドライン（全国計量行政会議編）の事業者区分ごとの期間を参考としている。

立入検査の結果は、次表「計量関係事業者立入検査結果」のとおりである。

評価（課題等）及び改善

今後も計量関係事業者に対して、計量法、計量法関係ガイドライン等に基づき、定期的に立入検査を実施する。

計量関係事業者立入検査結果

（令和6年度）

区 分	事業者数	指摘・指導 事業者数	指摘・指導 事項数（件）
① 届出製造事業者	5	1	1
② 届出修理事業者	12	2	3
③ 一般計量証明事業者	41	7	11
④ 環境計量証明事業者	12	2	2
⑤ 適正計量管理事業所	0	0	0
⑥ 指定製造事業者	2	0	0
合 計	72	12	17

（令和7年度）

（令和7年8月31日現在）

区 分	事業者数	指摘・指導 事業者数	指摘・指導 事項数（件）
① 届出製造事業者	3	0	0
② 届出修理事業者	2	2	2
③ 一般計量証明事業者	2	0	0
④ 環境計量証明事業者	4	2	3
⑤ 適正計量管理事業所	4	0	0
⑥ 指定製造事業者	0	0	0
合 計	15	4	5

事業届出等・普及啓発事業

252千円 (令和6年度)

267千円 (令和7年度)

ア 事業の届出等 (計量法第40条、46条、51条、107条、122条、127条)

目的

適正な計量の実施を確保するため、それぞれ定められた区分ごとに、法令で届出、登録、指定が義務付けられている。

① 届出	製造事業(経済産業大臣：経由事務)、修理事業(知事)、販売事業(知事)
② 登録	計量証明事業(知事)、計量士(経済産業大臣：経由事務)
③ 指定	適正計量管理事業所(知事)

計画及び実績(成果)

事業の届出等に係る事務の取扱件数は、次表「届出等関係事務取扱実績」のとおりである。

評価(課題等)及び改善

届出等の様式を当所ホームページからダウンロードできるようにするとともに、法令に基づく前年度実績報告及び各種届出を電子申請で行えるようにして、計量関係者の利便性の向上を図っている。

届出等関係事務取扱実績

(令和6年度)

区 分	事業所数	新 規	廃 止	変更等
① 製 造 事 業	69	1	1	7
② 修 理 事 業	117	0	1	7
③ 販 売 事 業	859	17	25	47
④ 一般計量証明事業	206	1	3	122
⑤ 環境計量証明事業	79	0	0	227
⑥ 計 量 士	1,171	21	0	2
⑦ 適正計量管理事業所	639	0	2	27
合 計	3,140	40	32	439

- (注) 1 登録、届出等が必要な2以上の区分に重複している事業者がある。
 2 適正計量管理事業所のうち、578事業所は郵便局である。
 3 計量士の事業者数は、本県を経由して国で登録した計量士の累計である。

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

区 分	事業所数	新 規	廃 止	変更等
① 製 造 事 業	69	0	0	2
② 修 理 事 業	118	1	0	20
③ 販 売 事 業	869	11	1	8
④ 一般計量証明事業	207	1	0	48
⑤ 環境計量証明事業	79	0	0	87
⑥ 計 量 士	1,183	12	0	0
⑦ 適正計量管理事業所	636	0	3	38
合 計	3,161	25	4	203

- (注) 1 登録、届出等が必要な2以上の区分に重複している事業者がある。
2 適正計量管理事業所のうち、577事業所は郵便局である。
3 計量士の事業者数は、本県を経由して国で登録した計量士の累計である。

イ 計量強調月間

目的

計量強調月間である11月を中心に、「正しい計量 豊かな暮らし」をテーマに各種の事業を実施し、計量思想の普及啓発に努めている。

計画及び実績(成果)

(ア) 表 彰

(令和6年度)

- ① 大臣等表彰：候補者なし
- ② 知事表彰：候補者なし

(令和7年度)

- ① 大臣等表彰：候補者なし
- ② 知事表彰：候補者なし

(イ) パンフレット等の配布及び広報

(令和6年度)

- ① 令和6年11月に、計量啓発ポスターの掲示を行い、リーフレットの配架を行った。
- ② 令和6年11月に、静岡市等主催のJR静岡駅コンコースでの街頭キャンペーンに参加し、啓発用グッズ等の配布を行った。

(令和7年度)

- ① 令和7年11月に、計量啓発ポスターの掲示を行い、リーフレット配架する予定である。
- ② 令和7年11月に、静岡市等主催のJR静岡駅コンコースでの街頭キャンペーンに参加し、啓発用グッズ等の配布を行う予定である。

評価(課題等)及び改善

計量強調月間以外にも、権限委譲事務に係る技術的支援としての市町検査同行時のパンフレット配布やインターネットホームページを活用して、計量思想の普及啓発に努めている。

ウ インターネットホームページの活用

目的

県民に対する適正計量等計量思想の普及啓発や計量関係事業者に対する利便性向上を図ることを目的に開設している。

計画及び実績（成果）

静岡県公式ホームページ内に計量検定所ホームページを開設し、「計量検定所パンフレット」、「正しい計量の手引き」、「計量業務の概要」等を掲載している。

令和6年度は、各計量関係事業者の一覧表をホームページに掲載するとともに、計量法関係の指定・登録・届出業者向けの申請書等様式の刷新を行った。

令和7年度は、各計量関係事業者の一覧表をホームページに掲載するとともに、計量法関係の検定・指定・登録・届出業者向けの申請書等様式のページを刷新したほか、県ホームページの「組織から探す」からも当課ホームページへアクセス可能とし、利用者の検索利便性を高めた。また、自動はかり関係の法令改正に伴う情報の掲載も行った。

評価（課題等）及び改善

計量関係記事の掲載により計量思想の普及啓発を図るとともに、自動はかり関係等の情報を充実していき、計量関係事業者における利便性の向上に努めていく。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
計量器検定・検査事業	計量法 第 1 6 条(計量器の使用制限) 第 5 7 条(譲渡等の制限) 第 7 0 条(検定の申請) 第 7 1 条(検定の合格条件) 第 7 2 条(検定証印) 第 7 5 条(装置検査) 第 9 1 条(届出製造事業者に係る指定の申請) 第 1 0 2 条(基準器検査) 第 1 0 3 条(基準器検査の合格条件) 第 1 0 4 条(基準器検査証印) 第 1 0 5 条(基準器検査成績書) 計量法施行令 計量法施行規則 特定計量器検定検査規則 基準器検査規則 指定製造事業者の指定等に関する省令 静岡県手数料徴収条例 静岡県手数料条例施行規則
計量指導事業	計量法 第 1 5 条(勧告、公表) 第 1 9 条(定期検査の受検義務) 第 2 0 条(指定定期検査機関) 第 2 1 条(定期検査の実施時期等) 第 2 2 条(事前調査) 第 2 3 条(定期検査の合格条件) 第 2 4 条(定期検査済証印等) 第 2 5 条(定期検査に代わる計量士による検査) 第 1 1 6 条(計量証明検査の受検義務) 第 1 1 7 条(指定計量証明検査機関) 第 1 1 8 条(計量証明検査の合格条件) 第 1 1 9 条(計量証明検査済証印等) 第 1 2 0 条(計量証明検査に代わる計量士による検査) 第 1 4 8 条(立入検査、質問) 第 1 4 9 条(計量器等の提出) 第 1 5 0 条(特定物象量の表記の抹消) 第 1 5 1 条(検定証印等の除去) 第 1 5 3 条(装置検査証印の除去) 計量法施行令 計量法施行規則 静岡県手数料徴収条例 静岡県手数料条例施行規則
事業届出等・普及啓発事業	計量法 第 4 0 条(製造事業届出) 第 4 6 条(修理事業届出) 第 5 1 条(販売事業届出) 第 1 0 7 条(計量証明事業登録) 第 1 2 2 条(計量士の登録) 第 1 2 7 条(適正計量管理事業所の指定) 計量法施行令 計量法施行規則 静岡県手数料徴収条例 静岡県手数料条例施行規則

職 員 調

(令和7年8月31日現在)

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
1	所 長(事)	三輪 明彦	所 総 括	□□□	年 月 □. □	
2	所長補佐兼指導 検査課長(事)	糸田 昇一	所総括補佐 指導検査課総括	□□□	□. □	
3	総 務 担 当 主 任(事)	笠井 慶子	予算、会計	□□□	□. □	
4	検定課長(事)	榛葉 卓久	検定課総括	□□□	□. □	
5	班 長(事)	藤田 千秋	検定課総括補佐	□□□	□. □	
6	主 任(事)	佐藤 寿彦	計量器検定	□□□	□. □	
7	主 任(事)	遠藤 和浩	計量器検定	□□□	□. □	
8	主 任(事)	須藤 文夫	計量器検定	□□□	□. □	
9	主 任(事)	石川 圭美	計量器検定	□□□	□. □	
10	主 任(技)	加藤 裕之	計量器検定	□□□	□. □	
11	主 査(事)	橋本 昌幸	立入検査	□□□	□. □	
12	主 査(事)	水野 僚子	立入検査	□□□	□. □	
13	主 任(事)	大日方 正二	立入検査	□□□	□. □	
14	主 任(事)	中川 絵里花	立入検査	□□□	□. □	
合 計		14名		平均年数	□. □	
会 計 年 度 任 用 職 員		落合 利江子	総務事務補助	□□□	□. □	
会 計 年 度 任 用 職 員		日出山 佳光	検定課事務補助	□□□	□. □	

職員の年齢調

(令和7年8月31日現在)

年 令	人 員	摘 要
20歳未満	0人	
20歳以上30歳未満	0人	
30歳以上40歳未満	3人	
40歳以上50歳未満	2人	
50歳以上56歳未満	0人	
56歳以上61歳未満	4人	
61歳以上	5人	
計	14人	平均年齢 53.3歳

健康管理

1 令和6年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 15人 職員数 15人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由
該当なし

2 令和7年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		1人
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	0人
B 2		要経過観察	0人
C 1	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	1人
C 2		要経過観察	0人
D 1	平常の勤務でよい。	要治療	7人 (7人)
D 2		要経過観察	2人 (2人)
D 3		医療不要	3人 (3人)
区 分 者 計			14人 (14人)
未区分者数			0人
合 計			14人 (14人)

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況

A該当者
休職
令和7年4月1日～
令和8年3月31日

C1該当者
平常勤務
(週30時間短時間勤務)

(2) 未区分の理由

該当なし

職 員 配 置 調

(令和7年8月31日現在)

区 分		総務担当	検定課	指導検査課	計
所在地					
担当区域					
配 置 職 員	職員(事)	3人	3人	3人(※1)	9人
	職員(技)				
	暫定再任用職員(事)		3人	1人	4人
	暫定再任用職員(技)		1人		1人
	計	3人	7人	4人	14人
	会計年度任用職員	1人	1人(※2)		2人
	臨時的任用職員				
	計	1人	1人		2人
	合計	4人	8人	4人	16人

※1 所長補佐が指導検査課長を兼務

※2 休職職員の代替

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	1,500	1,500	0
項 01使用料	1,500	1,500	0
目 06経済産業使用料	1,500	1,500	0
12庁舎等使用料	1,500	1,500	0
款 10財産収入	827,037	827,037	0
項 01財産運用収入	827,037	827,037	0
目 01財産貸付収入	827,037	827,037	0
04物品貸付料	827,037	827,037	0
款 14諸収入	243,238	243,238	0
項 07雑入	243,238	243,238	0
目 02雑入	243,238	243,238	0
87保険料負担金	243,238	243,238	0
非常勤職員	243,238	243,238	0
計	1,071,775	1,071,775	0

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	1,500	1,500	0
項 01使用料	1,500	1,500	0
目 07経済産業使用料	1,500	1,500	0
12庁舎等使用料	1,500	1,500	0
款 10財産収入	39,362	39,362	0
項 01財産運用収入	39,362	39,362	0
目 01財産貸付収入	39,362	39,362	0
04物品貸付料	39,362	39,362	0
款 14諸収入	111,399	111,399	0
項 07雑入	111,399	111,399	0
目 02雑入	111,399	111,399	0
90保険料負担金	111,399	111,399	0
非常勤職員	111,399	111,399	0
計	152,261	152,261	0

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和6年度	令和7年度 (令和7年8月31日現在)
	件 数	件 数
検定手数料	2,087	794
装置検査手数料	4,117	1,725
基準器検査手数料	746	234
計量証明事業登録申請手数料	1	1
計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	9	4
計量証明事業の登録簿の謄本交付手数料	55	9
適正計量管理事業所指定申請手数料	0	0
適正計量管理事業所指定検査手数料	0	0

保 管 現 金 有 高 調

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
計量検定所 所長補佐	有料道路通行料等継続的資金前渡	7,000

預 金 調

(令和7年8月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高(円)	摘要
静岡銀行安西支店	無利息型普通預金	0075654	静岡県計量検定所 資金前渡者 三輪 明彦	0	郵券購入代金等の支払
静岡銀行安西支店	無利息型普通預金	0300256	(自振口)静岡県計量検定所 資金前渡者 三輪 明彦	0	光熱水費等の支払
残 高 合 計				0	

郵 券 等 受 払 調

(令和7年8月31日現在)

(単位:枚、円)

区分	種類	令和6年度						令和7年度						摘要		
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出			差引現在高	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		枚数	金額
郵券	2円券	13	26	0	0	0	0	13	26	0	0	0	0	13	26	料金後納郵便締切後の発送、返信用等を使用
	5円券	5	25	0	0	0	0	5	25	0	0	0	0	5	25	
	10円券	2	20	0	0	0	0	2	20	0	0	0	0	2	20	
	20円券	1	20	0	0	0	0	1	20	0	0	0	0	1	20	
	50円券	9	450	0	0	0	0	9	450	0	0	0	0	9	450	
	84円券	6	504	0	0	0	0	6	504	0	0	0	0	6	504	
	120円券	2	240	0	0	0	0	2	240	0	0	0	0	2	240	
	140円券	2	280	0	0	0	0	2	280	0	0	0	0	2	280	
計		/	1,565	/	0	/	0	/	1,565	/	0	/	0	/	1,565	

(注) 廃棄又は用度課に返納した場合は、払出欄を3段書きとし、上段に使用分、中段に廃棄分、下段に返納分を記載する。

歳出予算執行状況調

一般会計

(令和6年度)

区 分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘 要
	円	円	円	
款 04経営管理費	193,775	193,775	0	
項 01経営管理費	193,775	193,775	0	
目 01一般総務費	193,775	193,775	0	
04共済費	193,775	193,775	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	193,775	193,775	0	
款 08経済産業費	32,745,465	32,446,988	298,477	
項 01経済産業費	371,465	371,465	0	
目 01経済産業総務費	371,465	371,465	0	
01報酬	234,038	234,038	0	
03非常勤職員報酬	234,038	234,038	0	
03職員手当等	110,477	110,477	0	
01その他の職員手当等	110,477	110,477	0	
04共済費	26,950	26,950	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	6,424	6,424	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	20,526	20,526	0	
目 02経済産業企画費	0	0	0	
08旅費	0	0	0	
02普通旅費	0	0	0	
項 04商工業費	32,374,000	32,075,523	298,477	
目 01商工業費	32,374,000	32,075,523	298,477	
01報酬	1,714,000	1,714,000	0	
03非常勤職員報酬	1,714,000	1,714,000	0	
03職員手当等	668,000	666,470	1,530	
01その他の職員手当等	668,000	666,470	1,530	
04共済費	638,000	613,032	24,968	
01地方公務員共済組合に対する負担金	140,000	138,384	1,616	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	498,000	474,648	23,352	

一般会計

(令和6年度)

区 分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘 要
	円	円	円	
08旅費	1,906,000	1,815,630	90,370	
01その他の旅費	34,000	31,890	2,110	
02普通旅費	1,872,000	1,783,740	88,260	
10需用費	3,234,000	3,220,450	13,550	
01その他の需用費	3,234,000	3,220,450	13,550	
11役務費	484,000	447,337	36,663	
12委託料	23,092,000	22,999,196	92,804	
13使用料及び賃借料	155,000	127,608	27,392	
18負担金、補助及び交付金	77,000	65,800	11,200	
26公課費	406,000	406,000	0	
計	32,939,240	32,640,763	298,477	

本表は財務会計システムの不具合により支出未済額の欄に誤った表示がされているが、298,477円は執行残として引上済みである。

歳出予算執行状況調

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

一般会計

区 分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘 要
	円	円	円	
款 03総務費	1,459,222	577,328	881,894	
項 01総務費	1,459,222	577,328	881,894	
目 01一般総務費	1,459,222	577,328	881,894	
01報酬	433,000	100,557	332,443	
03非常勤職員報酬	433,000	100,557	332,443	
04共済費	1,004,222	473,191	531,031	
01地方公務員共済組合に 対する負担金	26,000	18,096	7,904	
02報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	978,222	455,095	523,127	
08旅費	22,000	3,580	18,420	
01その他の旅費	22,000	3,580	18,420	
款 09経済産業費	33,629,280	14,707,587	18,921,693	
項 01経済産業費	1,280	1,280	0	
目 02経済産業企画費	1,280	1,280	0	
08旅費	1,280	1,280	0	
02普通旅費	1,280	1,280	0	
項 04商工業費	33,628,000	14,706,307	18,921,693	
目 01商工業費	33,628,000	14,706,307	18,921,693	
01報酬	1,949,000	670,266	1,278,734	
03非常勤職員報酬	1,949,000	670,266	1,278,734	
03職員手当等	778,000	388,398	389,602	
01その他の職員手当等	778,000	388,398	389,602	
04共済費	654,000	266,416	387,584	
01地方公務員共済組合に 対する負担金	134,000	64,072	69,928	
02報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	520,000	202,344	317,656	
08旅費	2,184,000	662,947	1,521,053	
01その他の旅費	34,000	11,957	22,043	
02普通旅費	2,150,000	650,990	1,499,010	

一般会計

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

区 分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘 要
	円	円	円	
10需用費	3,257,000	1,393,926	1,863,074	
01その他の需用費	3,257,000	1,393,926	1,863,074	
11役務費	836,000	165,015	670,985	
12委託料	23,332,000	11,000,000	12,332,000	
13使用料及び賃借料	287,000	48,439	238,561	
18負担金、補助及び交付金	131,000	105,900	25,100	
26公課費	220,000	5,000	215,000	
計	35,088,502	15,284,915	19,803,587	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節 名	会 計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和5年度	令和6年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	経済産業費	商工業費	商工業費	21,238,448	22,999,196	
計					21,238,448	22,999,196	0
(14) 工事請負費	一般会計	経営管理費	経営管理費	資産経営費	0	0	
計					0	0	0
(16) 公有財産 購入費							
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	経済産業費	商工業費	商工業費	132,000	0	
計					132,000	0	0
(18) 負担金、補助 及び交付金	一般会計	経済産業費	商工業費	商工業費	93,685	65,800	
計					93,685	65,800	0
(21) 補償、補填 及び賠償金							
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

節 名	会 計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	経済産業費	商工業費	商工業費	11,000,000	0
計					11,000,000	0
(14) 工事請負費						
計					0	0
(16) 公有財産 購入費						
計					0	0
(17) 備品購入費						
計					0	0
(18) 負担金、補助 及び交付金	一般会計	経済産業費	商工業費	商工業費	105,900	0
計					105,900	0
(21) 補償、補填 及び賠償金						
計					0	0

委 託 料 に 関 す る 調

(令和6年度)

整理 番号	委 託 業 務 名	受 託 者	当 初 設計金額	契 約 金 額			契約 締結 方法	契約期間	支 出 年 月 日	金 額	委託業務 の 内 容	摘 要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 東部検査場 浄化槽管理 委託	三友水処理株	円 11,000	円 11,000		円 11,000	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.4.11 小計	円 11,000 11,000	浄化槽の維持 点検管理	随契1号 (少額)
2	車両運行管理 業務委託	日本道路興運(株) 静岡営業所	8,187,547	8,187,300 (概算)	△ 22,000	8,165,300 (概算)	一般	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31 R6.6.28 R6.7.31 R6.8.30 R6.9.30 R6.10.31 R6.11.29 R6.12.26 R7.1.31 R7.2.28 R7.3.31 R7.4.30 小計	1,003,568 1,016,768 1,007,968 723,068 322,666 696,666 890,266 743,966 608,666 613,066 190,666 344,666 8,162,000	車両の運行 管理	
3	定期検査・ 計量証明 検査業務 委託	(一社) 静岡県計量協会	13,878,226	13,878,216		13,878,216	随契	R6.4.3 ～ R7.3.31	R6.4.22 R6.10.31 R7.1.27 R7.4.10 小計	4,000,000 7,000,000 1,878,216 1,000,000 13,878,216	特定計量器 の定期検査 等	随契2号 (不適)
4	電子天びん 保守点検 業務委託	遠藤科学(株) 静岡営業所	971,234	928,400		928,400	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.4.11 小計	928,400 928,400	電子天びん の保守点検	随契1号 (少額)
5	不燃物等処分 委託	(株)静岡資源	20,570	19,580		19,580	随契	R7.1.24 ～ R7.3.31	R7.3.4 小計	19,580 19,580	不燃物の運 搬廃棄	随契1号 (少額)
	事務関係計	5件	23,068,577	23,024,496	△ 22,000	23,002,496				22,999,196		
	合 計	5件	23,068,577	23,024,496	△ 22,000	23,002,496				22,999,196		

委 託 料 に 関 す る 調

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

整理 番号	委 託 業 務 名	受 託 者	当 初 設計金額	契 約 金 額			契約 締結 方法	契約期間	支 出 年 月 日	金 額	委託業務 の 内 容	摘 要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 東部検査場 浄化槽管理 委託	三友水処理㈱	円 11,000	円 11,000		円 11,000	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	- 小計	-	浄化槽の維持 点検管理	随契1号 (少額)
2	定期検査・ 計量証明 検査業務 委託	(一社) 静岡県計量協会	22,118,304	22,047,870		22,047,870	随契	R7.4.7 ～ R8.3.31	R7.5.9 R7.7.25 小計	5,500,000 5,500,000 11,000,000	特定計量器 の定期検査 等	随契2号 (不適)
3	電子天びん 保守点検 業務委託	遠藤科学(株) 静岡営業所	971,234	928,400		928,400	随契	R7.5.1 ～ R8.3.31	-	-	電子天びん の保守点検	随契1号 (少額)
	事務関係計	3件	23,100,538	22,987,270		22,987,270				11,000,000		
	合 計	3件	23,100,538	22,987,270		22,987,270				11,000,000		

負 担 金 支 出 調

(令和6年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	静岡中央地区安全運転管理協会会費	静岡中央地区安全運転管理協会	同協会規約	地区の安全運転管理者の管理能力向上及び交通事故防止	円 18,000	R6. 4. 19
2	静岡労働基準協会会費	静岡労働基準協会	同協会規約	労働基準行政の円滑な運営の推進	3,000	R6. 4. 19
3	クレーン運転業務特別教育参加負担金	静岡労働基準協会	同協会規約	クレーン運転の特別教育	13,300	R6. 6. 14
4	東海北陸計量行政協議会会費	東海北陸計量行政協議会	同協議会規約	計量行政の統一及び円滑な運営の推進	11,000	R6. 7. 16
5	都道府県計量行政協議会会費	都道府県計量行政協議会	同協議会規約	計量行政の統一及び円滑な運営の推進	16,000	R6. 7. 19
6	安全運転管理者講習参加負担金	静岡県安全運転管理協会	同協会規約	安全運転管理の基本理念と技法等の講習	4,500	R6. 9. 30
計		6件	/	/	65,800	/

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	静岡労働基準協会会費	静岡労働基準協会	同協会規約	労働基準行政の円滑な運営の推進	円 3,000	R7. 4. 25
2	静岡中央地区安全運転管理協会会費	静岡中央地区安全運転管理協会	同協会規約	地区の安全運転管理者の管理能力向上及び交通事故防止	12,000	R7. 5. 2
3	クレーン運転業務特別教育参加負担金	静岡労働基準協会	同協会規約	クレーン運転の特別教育	13,300	R7. 4. 25
4	玉掛け技能講習会参加負担金	静岡労働基準協会	同協会規約	玉掛け技能講習	50,600	R7. 4. 25
5	東海北陸計量行政協議会会費	東海北陸計量行政協議会	同協議会規約	計量行政の統一及び円滑な運営の推進	11,000	R7. 7. 4
6	都道府県計量行政協議会会費	都道府県計量行政協議会	同協議会規約	計量行政の統一及び円滑な運営の推進	16,000	R7. 7. 18
計		6件	/	/	105,900	/

公 有 財 産 調

(令和6年度)

区 分	令和6年3月31日現在		増		減		令和7年3月31日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産	/	千円 44,876	/	千円	/	千円 1,123	/	千円 43,753	
土 地	713.88㎡	39,572				0	713.88㎡	39,572	
建 物	306.02㎡ 196.40㎡	5,304				1,123	306.02㎡ 196.40㎡	4,181	
工 作 物	11個	0					11個	0	
公有財産に 準ずるもの	/	152	/		/		/	152	
電話加入権	2件	152					2件	152	

令和7年度中増減なし

借 地 借 家 等 調

(令和7年8月31日現在)

整理 番号	区分	種 別	所 在 地	地 目		数量又 は面積	借 料		契約期間	所有者又は 契約者氏名	用 途
				台 帳	現 況		単 価	年 額			
1	土地	伊東 タクシーメーター 検査場敷地	伊東市宇佐美 3596-55	道 路	道 路	m ² 1,040.16	円 —	円 無償	R4.4.1 ～ R9.3.31	静岡県知事	タクシーメーター 検査場用
2	土地	富士 タクシーメーター 検査場敷地	富士市厚原 1336番地の2	宅 地	宅 地	389	—	無償	R4.4.1 ～ R9.3.31	静岡県タクシー協会 富士支部長	タクシーメーター 検査場用
3	建物	工 場 建	富士市厚原 1336番地の2	軽量 鉄骨造	189	—	無償	R4.4.1 ～ R9.3.31	静岡県タクシー協会 富士支部長	タクシーメーター 検査場用	
					189						
4	土地	下田 タクシーメーター 検査場敷地	下田市吉佐美 1395	宅 地	宅 地	850	—	無償	R7.4.1 ～ R8.3.31	静岡県タクシー協会 賀茂支部長	タクシーメーター 検査場用
5	建物	工 場 建	下田市吉佐美 1395	軽量 鉄骨造	650	—	無償	R7.4.1 ～ R8.3.31	静岡県タクシー協会 賀茂支部長	タクシーメーター 検査場用	
					650						
6	土地	大井川 タクシーメーター 検査場敷地	焼津市 上新田字 88番地	宅 地	宅 地	400	—	無償	R4.4.1 ～ R9.3.31	静岡県タクシー協会 志太榛原支部長	タクシーメーター 検査場用
7	建物	工 場 建	焼津市 上新田字 88番地	軽量 鉄骨造	78	—	無償	R4.4.1 ～ R9.3.31	静岡県タクシー協会 志太榛原支部長	タクシーメーター 検査場用	
					78						
8	土地	東部 タクシーメーター 検査場敷地	沼津市 大岡字子の神 3981-1他	宅 地	宅 地	157.95	—	無償	R5.4.1 ～ R8.3.31	沼津工業技術 支援センター	タクシーメーター 検査場用
計	土地 計	5件				2,837.11		0			
	建物 計	3件				917		0			

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)

区 分	事業名又は契約名	内 容	契約額	(契約額の年度別内訳)					
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
債務負担行為	—	—	円	円	円	円	円	円	円
長期継続契約	電子複写機 賃貸借契約	複写機 1台 (契約日) R2.9.24	円 726,000	円 72,600	円 145,200	円 145,200	円 145,200	円 145,200	円 72,600

行政財産貸付・使用許可調

(令和7年7月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量 又は 面積	貸付料又は 使用料		貸付又は 使用許可 期間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	摘要
				台帳	現況		単価	年額			
1	土地	敷地	浜松市北区 三方原町 256-5	宅地	宅地	1本	円 1,500	円 1,500	R3.4.1 ～ R8.3.31	中部電力パワー グリッド(株) 浜松営業所長	西部タクシー メーター 検査場内 電柱1本
合 計								1,500			

備品・図書調

(令和6年度)

区 分	令和6年 3月31日現在	増		減		令和7年 3月31日現在
		数 量	購入価格 (円)	数 量	売却価格 (円)	
01-02 台類	1	(0) 0	円 0	(0) 0	円 0	1
01-04 収納保管庫類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
03-03 視覚用再生等機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-01 強度(物性)試験計測機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
05-06 環境化学機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-07 測量機器類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
05-08 度量衡測定機器類	169	(0) 0	0	(0) 0	0	169
05-99 その他の試験計測機器類	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
06-04 電気電子機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
06-99 その他の諸機器類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
08-01 車両類	6	(0) 0	0	(0) 0	0	6
12-01 雑機器	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
50-01 図書	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
計	237	(0) 0	0	(0) 0	0	237

()は、分類換え等再掲

主 要 備 品 調

(令和7年7月31日現在)

整理 番号	区 分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額
	大・中	小				
1	5-99	計測機器	タクシーメーター 走行検査機	毎月2回年間24日 メーター検査に使用(静岡検査場)	平成19年3月	5,330,850 ^円
2	5-99	計測機器	タクシーメーター 走行検査機	毎月1回年間12日 メーター検査に使用(伊東検査場)	平成5年10月	4,944,000
3	5-99	計測機器	タクシーメーター 走行検査機	毎月1回年間12日 メーター検査に使用(富士検査場)	平成22年2月	4,903,500
4	5-8	重量測量機器	電子天びん 秤量1,100kg	年間約40日 分銅の基準器検査に使用	平成21年3月	4,536,000
5	5-99	恒温(湿) 維持器(槽)	体温計検定装置	体温計の検定申請に備えて 保有	昭和58年3月	4,400,000
6	5-1	圧力機器	圧力計検査機 1,000kg/cm ²	圧力計の検定申請に備えて 保有	昭和58年3月	2,662,000
7	5-99	計測機器	タクシーメーター 走行検査機	毎月2回年間24日 メーター検査に使用(静岡検査場)	平成23年12月	2,493,750
8	5-99	計測機器	タクシーメーター 走行検査機	毎月1回年間12日 メーター検査に使用(大井川検査場)	平成23年12月	2,493,750
9	5-99	計測機器	タクシーメーター 走行検査機	毎月1回年間12日 メーター検査に使用(東部検査場)	平成23年12月	2,493,750
10	5-99	計測機器	タクシーメーター 走行検査機	毎月1回年間12日 メーター検査に使用(西部検査場)	平成23年12月	2,493,750
11	5-7	その他の測量機器	電子天びん 秤量22g	年間約30日 分銅の検査に使用	平成27年10月	2,183,220
12	6-99	その他の諸機器	体温計 検定証印機	体温計の検定申請に備えて 保有	昭和58年3月	2,000,000
13	5-8	その他の度量衡	ガスメーター流量計	ガスメーターの検定申請に 備えて保有	昭和58年3月	1,965,000
14	5-7	その他の測量機器	ステンレス分銅 1t	年間約40日 分銅の検査に使用	平成23年12月	1,920,450
15	5-8	重量測量機器	電子天びん 秤量64.1kg	年間約30日 分銅の検査に使用	平成19年11月	1,753,500
16	5-8	重量測量機器	基準台手動 はかり	年間約10日 分銅の検査に使用	昭和63年3月	1,400,000
17	5-8	重量測量機器	電子天びん 秤量5.1kg	年間約30日 分銅の検査に使用	平成17年12月	1,291,500
18	5-7	その他の測量機器	ステンレス分銅 500kg	年間約40日 分銅の検査に使用	平成23年12月	1,123,500
19	6-99	その他の諸機器	体温計 遠心分離(振下)器	体温計の検定申請に備えて 保有	昭和56年3月	708,000

公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

なし

2 公務災害（通勤災害を含む。）

なし

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が不 明なもの等)
令和4年度	1件	1		
令和5年度	1件		1	
令和6年度	1件		1	
令和7年度	0件			

(2) 監査対象期間中の事故

あり

4 その他

なし

前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査 令和6年10月7日

前回監査対象期間 令和5年7月1日～令和6年7月31日

区 分	改 善 状 況
1 指 摘 該当なし	
2 注 意 該当なし	
3 意 見 該当なし	
4 指 導 該当なし	